

# 平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 雇用均等・児童家庭局母子保健課

施策名	母子保健衛生対策の充実を図ること  (VI-5-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標 5 母子保健衛生対策の充実を図ること
施策の概要	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るために、不妊について悩む夫婦に対する相談体制の整備や特定不妊治療に要する費用の一部の助成、妊婦健診費用に対する公費補助等、母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。	
施策に関する 評価結果の すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【現状分析（施策の必要性）】</b> 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっている。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要である。</p> <p><b>【有効性の観点】</b> 母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率について、他の先進国に比べても常に低率を維持し(注)、平成19年(2007年)においては過去最低の3.1を記録したことの要因の1つとして、各種母子保健施策を着実に実施してきたことがあげられることから、取組は有効であると評価できる。</p> <p>(注) 主要先進国の妊産婦死亡率 アメリカ 9.4 [2002年]、イギリス 7.7 [2004年]、フランス 7.4 [2003年]、ドイツ 5.2 [2004年]、イタリア 3.2 [2002年]、カナダ 6.9 [2003年]</p> <p><b>【効率性の観点】</b> 母子保健衛生対策は、事業の目的により、実施主体が都道府県(指定都市、中核市)又は市町村と異なるが、その目的に沿った事業の実施が図られており、結果として、妊産婦死亡率も低率を維持していることから、取組は効率的であると評価できる。</p> <p><b>【総合的な評価】</b> 以上のとおり、母子保健衛生対策については、有効的・効率的に実施され、その充実が進められていると評価できる。 一方で、今後の課題としては、妊婦健診の公費負担の回数や内容、不妊専門相談センターの設置状況等について、自治体によって差があることがあげられる。各母子保健事業が適切に実施されるよう、各自治体に対して働きかけを行うことが必要である。</p> <p><b>【評価結果の分類】</b></p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 全体として、母子保健衛生対策の充実という施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	妊産婦死亡率の減少 (前年以下/毎年)	4.3	5.7	4.8	3.1	(集計中)
		【-】	【67.4%】	【115.7%】	【135.4%】	【-】
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1は、人口動態調査による。</li> <li>・ 指標1の平成20年の数値は平成21年9月頃確定。</li> <li>・ 妊産婦死亡率 = (1年間の妊産婦死亡数 / 1年間の出産数) × 10万</li> </ul>						

関係する施政方針演説等 の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	「生活対策」(新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成20年10月30日	「安心・安全な出産の確保 ー妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進」
		平成21年1月28日	「少子化対策については、妊婦健診を十四回分すべて無料にします。」